

国民健康保険制度のお知らせ

国民健康保険証の廃止について

国から示されたマイナバーカードと健康保険証の原則一本化の方針に基づき、従来の健康保険証は12月2(月)に廃止され、新規発行が終了します。12月1日(日)時点でお手元にある保険証は、廃止日以降も保険証に記載のある有効期限まで使用することが可能です。なお、7月中旬に発送する利根町の保険証の有効期限は、令和7年7月31日までとなります。

※転職や転出などで加入している健康保険が変わった場合、利根町の国民健康保険証は使えなくなります。

※令和7年7月31日までに後期高齢者医療制度に移行する(75歳に到達する)方など一部の方は、有効期限が異なる場合があります。

▼保険証廃止後の対応について

・マイナ保険証をお持ちでない方またはマイナンバーカードの保険証利用登録をしていない方

お手元の保険証の有効期限(令和7年7月31日(木))を迎える前に、従来の保険証に代わる「資格確認書」を送付する予定です。従来の保険証と同様、医療機関などの窓口で提示することで、引き続き一定の窓口負担で医療を受けることができます。

・マイナ保険証をお持ちの方

今後も引き続きマイナ保険証をご利用

限度額適用認定証の更新について(有効期限は7月31日(水))

▼限度額適用認定証について

「限度額適用認定証」および「限度額適用・標準負担額減額認定証」は、医療機関で高額な医療費がかかる場合に、国民健康保険証と一緒に提示することにより、窓口での支払いが自己負担限度額まで(食事代、差額ベッド代などは対象外)となります。

▼限度額適用認定証の更新について

現在お持ちの「限度額適用認定証」または「限度額適用・標準負担額減額認定証」を、8月1日以降も必要とされる方や、新たに交付を希望される方は、保険年金課に申請をお願いします。

※保険税に未納がある場合には、認定証を交付することができません。

※国保加入者の中に、令和5年分の所得について未申告者がいる場合は、負担区分の正しい判定ができないことから、申告をしていただく必要がありますので、ご確認をお願いします。

▼申請が必要な方

・70歳未満の方

所得の区分に関係なく、更新・交付対象となります。

・70歳～74歳の方

(A)保険証の負担割合が3割の方で、課税所得が14.5万円～69.0万円の方

(B)住民税非課税世帯の方

※右記に該当しない方については、医療機関の窓口において、保険証を提示することで所得の区分が確認できるため、認定証の交付を受ける必要がありません。

用ください。なお、マイナ保険証をお持ちの方については、ご自身の被保険者資格などを把握できるよう「資格情報のお知らせ」を送付する予定です。

▼マイナ保険証の利用申込について

・申し込み方法

マイナポータル(カードリーダー機能があるスマートフォンやパソコンが必要)、セブン銀行のATM、医療機関などの顔認証付きカードリーダー、役場住民課窓口のいずれかで申し込みを行ってください

・申し込みに必要なもの

マイナンバーカード、数字4桁の暗証番号(利用者証明用電子証明書の暗証番号)

国民健康保険税納税通知書および決定通知書(納付書)について

令和6年度の国民健康保険税が決定し、7月中旬に国民健康保険税の決定通知書を、納税義務者である世帯主の方へ送付します。昨年度まで特別徴収(年金から天引き)で納付していた方も、世帯構成の変更や所得の関係で普通徴収(納付書または口座振替)に変更になる場合があります。徴収方法は通知書に記載されていますので、納め忘れないようにご注意ください。

▼申請に必要なもの

- ・申請する方の国民健康保険証
 - ・世帯主および対象者のマイナンバーが確認できるもの
 - ・本人確認書類(運転免許証など)
 - ※別世帯の方が申請を行う場合は、委任状が必要となります。
- ▼マイナ保険証を使ってみませんか
- マイナ保険証を利用すれば、限度額適用認定証が不要になるので、役所での認定証の事前申請手続きや、高額な医療費を一時的に自己負担したりする必要がなくなります。マイナ保険証をぜひご利用ください。

国民健康保険証の更新について

8月1日(木)は、国民健康保険証の切り替え日です。有効期限が令和7年7月31日(木)の新しい保険証は、7月中旬に各世帯主宛に郵送します。お手元に届きましたら、記載内容に誤りがないかご確認いただき、8月1日以降医療機関などを受診する際は、新しい保険証をご提示ください。

なお、8月1日を過ぎても新しい保険証が届かない場合は、保険年金課にお問い合わせください。

Q 古い保険証はどうすればいい?

A 有効期限が過ぎた保険証は保険年金課に返却いただくか、ご自身で裁断破棄していただきますようお願いいたします。

▼所得申告について

所得の申告(または簡易申告)をしていないと、国保税の正確な算定や軽減などの判定ができません。所得のない方も忘れずに申告をお願いします。

▼口座振替について

納めに行く手間が省け、納め忘れない便利な口座振替を推奨しています。口座振替により納付を希望される方は、保険年金課または対象の金融機関窓口を設置の口座振替依頼書にご記入のうえ、各金融機関にお申し込みください。

- ・常陽銀行 ・水郷つくば農協
- ・みずほ銀行 ・三井住友銀行
- ・水戸信用金庫 ・ゆうちょ銀行

▶普通徴収の納付月と納期限について

納付月	7月	8月	9月	10月
納期	1期	2期	3期	4期
納期限	7/31(水)	9/2(月)	9/30(月)	10/31(木)
納付月	11月	12月	1月	2月
納期	5期	6期	7期	8期
納期限	12/2(月)	12/25(水)	1/31(金)	2/28(金)

※納期限は納付月の末日です。末日が休日の場合は翌営業日になります。(12月のみ25日)

国民健康保険税改正のお知らせ

・課税限度額が見直され、後期高齢者支援金分が22万円から24万円に変更となりました。医療給付費分および介護納付金分は据え置きとなります。

・低所得世帯に対する国民健康保険税の軽減制度で、軽減判定所得の基準が見直され、左記の表のとおりとなりました。軽減は自動判定されるため申請の必要はありませんが、所得の申告をしないと軽減判定がされないため、必ず申告をお願いします。

※詳細については、7月中旬に発送の国民健康保険税納税通知書および決定通知書をご確認ください。

軽減割合	軽減判定の基準となる所得金額(世帯主と国保の加入者、国保から後期高齢者医療制度へ移った方の前年所得の合計額)
7割	43万円(基礎控除額)+10万円×(給与所得者などの数-1)を超えない世帯
5割	43万円(基礎控除額)+10万円×(給与所得者などの数-1)+(29.5万円×被保険者数)を超えない世帯
2割	43万円(基礎控除額)+10万円×(給与所得者などの数-1)+(54.5万円×被保険者数)を超えない世帯

国民年金保険料のご案内は

民間事業者に委託しています

日本年金機構では、国民年金保険料(以下、保険料)の納め忘れがある方に対し、電話や文書による納付のご案内を民間事業者に委託しており、「株式会社アイヴィジット」が担当しています。

事業の民間委託を通じて被保険者の方に年金制度についてのご理解を深めていただくとともに、保険料の納め忘れによって生じる低額年金者や無年金者の減少を目指しています。

▼業務委託に関する留意点

- ・日本年金機構から民間事業者に提供している個人情報、ご案内を行ううえで必要となる保険料の納め忘れのある方の情報に限定しています。
- ・民間事業者の担当者が保険料のご案内を行う際には、事業者名および氏名を名乗ったうえで、お客様の本人確認をさせていただきます。
- ・保険料の納付について、民間事業者にお問い合わせされる場合は、送付されてきた郵便物などをご用意ください。

なお、民間事業者の担当者が次の事項や要求を行うことは絶対にありませんのでご注意ください。

- ①訪問することや、現金をお預かりすること。
- (令和5年5月以降、訪問業務を廃止しています。)
- ②基礎年金番号通知書、年金手帳、年金証書、通帳やキャッシュカードなどをお預かりすること。
- ③手数料を要求すること。
- ④金融機関やコンビニエンスストアにおいてATM操作をお願いすること

▼問い合わせ先

保険年金課 医療年金係
☎68・2211(内線177)

▼問い合わせ先

保険年金課 国民健康保険係
☎68-2211(内線173)

